

寄附金に対する税制上の優遇措置について

本学への個人からの寄附は、以下の通り税制上の優遇措置を受ける事が出来ます。

1. 所得税の寄附金控除について

本学への寄附者は、確定申告を行う事で、所得税の寄附金控除を受ける事ができます。

◆ 所得控除

所得控除額 = 当該年中に支出した寄附金額 - 2千円

※ 控除対象となる寄附金額は年間総所得額の40%を限度とします。

【申請時に必要になる書類】…「特定公益増進法人の証明書」の写し、本学発行の「寄附金受領書」、その他

★ 「税額控除」(文部科学省へ再申請中)をお考えの方は、庶務ユニット(経理担当)までお問い合わせください。

「所得控除」利用した寄附による、所得税の控除額を目安として一覧に致しました。

寄附金額 課税所得金		5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	40,000円	50,000円
		減税額							
300万円	所得控除	300円	800円	1,300円	1,800円	2,300円	2,800円	3,800円	4,800円
500万円	所得控除	600円	1,600円	2,600円	3,600円	4,600円	5,600円	7,600円	9,600円
700万円	所得控除	690円	1,840円	2,990円	4,140円	5,290円	6,440円	8,740円	11,040円

※「課税所得金額」とは、給与所得金額(給与収入金額-給与所得控除額)から社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除などの所得控除額の合計を差し引いた金額です。

※上記は目安です。寄附者の課税条件により、実際の減税額は異なります。

確定申告には、国税電子申告・納税システム「e-tax」をご利用頂けます。URL:<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

※ 上記表は、平成26年4月1日現在の法令等によります。

2. 住民税の寄附金控除について

本学への寄附者のうち、寄附の翌年1月 1日時点で神奈川県(注1)に在住している方は、確定申告を行う事で、住民税(県民税)の寄附金控除を受ける事が出来ます。更に、本学が所在している相模原市等の市町村に在住している方は市町村民税の控除も受ける事が出来ます(市町村によって扱いが異なりますので、詳細は各市町村の窓口にお問い合わせください)。また、控除額算式は以下の通りです。

〔注1: 神奈川県外にお住まいの方でも、住民税の控除が受けられる場合があります。自治体によって扱いが異なりますので、詳細は各自治体の窓口へお問い合わせください。〕

◆ 県民税控除

県民税の控除額 = (寄附金額 - 2千円) × 4% (政令市在住の場合 2% (注2))

【申請時に必要になる書類】…本学発行の「寄附金受領書」、その他

◆ 市町村民税額控除

市町村民税の控除額 = (寄附金額 - 2千円) × 6% (政令市在住の場合 8% (注2))

【申請時に必要になる書類】…本学発行の「寄附金受領書」、その他

※ 控除対象となる寄附金額は年間所得額の30%を限度とします。

※ 県民税、市町村民税を合わせて申告する場合の控除率は10%です。

※ 確定申告を行わない方は、市町村の窓口で申告を行う事ができます。

但し、その場合は、所得税の控除を受ける事は出来ません。

〔注2: 【県下政令市(横浜市・川崎市・相模原市)にお住まいの方へ】
…平成29年 1月 1日以降の寄附については、「県民税」「市民税」の控除割合が変更になりました。
但し、県下の、政令市以外にお住まいの場合は、従来通りの控除割合が適応されます。〕

<問い合わせ先>

○神奈川県総務局財政部税務指導課課税第一グループ tel.045-210-2322【県民税】

○相模原県税事務所 tel.042-745-1111【県民税・相模原市在住者】

○相模原市市民税課(賦課班) tel.042-769-8221【市民税・相模原市在住者】

その他、ご不明な点は右記までお問い合わせください。

学校法人和泉短期大学
 庶務ユニット(経理担当)
 TEL: 042-754-1133(代表)
 〒252-5222
 神奈川県相模原市中央区青葉
 2-2-1